

昭和五十六年五月二十五日提出  
質問 第四〇号

ライシャワー発言究明のための随時協議に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年五月二十五日

提出者 榎崎弥之助

衆議院議長 福田 一殿

ライシャワー発言究明のための随時協議に関する質問主意書

非核三原則の内、「核を持込ませず」の原則は以下の理由により、形骸化、空洞化し、まさに虚構となつている。

1 核の「持込み」(イントロダクション)の内容について、日米間に解釈の食い違いがある。すなわち、日本側が「イントロダクション」には核の「配備、貯蔵」の外、「寄港、領海通過」も含むと解釈しているのに対し、米国側は「寄港、領海通過」は含まずとの解釈をとつている。

2 米国側は「核の存否については一切明らかにしない」という政策を堅持している。

3 日米安保条約第六条にかかわる事前協議の発議権は米国側にのみある。

以上の理由により、米国核搭載艦船の日本国内寄港及び領海通過については、米国側は日本側に対し、事前協議を発議することは絶対にありえないと判断せざるをえない。

よつてこの際、日本政府は、発議権のある日米安保条約第四条による随時協議の開催を米国政府に求め、「イントロダクション」 Ⅱ核の「持込み」には「配備、貯蔵」の外、「寄港、領海通過」も該当し、日米安保条約第六条にかかわる事前協議の対象となる旨確認を求め、「核持込み」に関する国民の疑惑を徹底して晴らすべきである。

政府の明確な見解を問う。

右質問する。